

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

【行政職給料表（一）】

等級	行政職給料表級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	58	18.2%	主事	30	138	43.3%	係員級
				技師	24			
				児童厚生員	4			
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	80	25.1%	主事	57	100	31.3%	係長級
				技師	19			
				児童厚生員	3			
				司書	1			
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	100	31.3%	係長	36	49	15.4%	課長補佐級
				主査	39			
				技術主査	16			
				児童厚生員	4			
				主任保育士	3			
				司書	2			
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	29	9.1%	主幹	23	24	7.5%	課長級
				保育所長・施設館長	6			
5 級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	20	6.3%	課長補佐等	15	8	2.5%	部長級
				主幹	4			
				事務長	1			
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	24	7.5%	課長・事務局長等	19	24	7.5%	課長級
				会計管理者	1			
				副参事	4			
7 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	8	2.5%	部長	5	8	2.5%	部長級
				教育次長	1			
				参事	2			
合 計		319						

【行政職給料表（二）】

等級	行政職給料表級別職務分類表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	運転技術員、業務員等の業務							係 員 級
2 級	技能又は経験を必要とする業務を行う職務							
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	7	58.3%	事務員	1	7	58.3%	
				調理員	2			
				業務員	4			
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	5	41.7%	技術助手	1	5	41.7%	
				調理員	1			
				業務員	2			
				事務員	1			
5 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を総括整理する職務							
合 計		12						